

平成二十一年三月十九日提出
質問 第二三五号

農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の組合側への事前通告に対する農林水産大臣及び同省事務次官の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の組合側への事前通告に対する農林水産大臣及

び同省事務次官の認識に関する質問主意書

農林水産省の職員百四十二人が、勤務時間中に許可を得ることなく組合活動を行ういわゆるヤミ専従を行っていた疑いが浮上しているながら、同省としてそれを隠し、またヤミ専従問題について、松島浩道農水省秘書課長が、同省において百四十二人の職員がヤミ専従を行っていたことが明らかになった昨年四月三日の翌四日に、全国の農政事務所長ら四十六の出先機関の幹部を前にして「このようなことが明るみに出たら地方組織は維持できない」と発言、全農林労働組合にヤミ専従問題について再調査することを予告して、同月九日に全国の農政局並びに農政事務所に文書で再調査の指示を出していたことが明らかになっている。更に、全農林労働組合に対してヤミ専従問題についての調査（以下、「調査」という。）を行う際、事前に組合側に通告することを、当時の若林正俊農林水産大臣や白須敏朗農水事務次官にも報告していたことを、本年三月十八日、井出道雄農水事務次官と松島課長が記者会見で明らかにしたと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 「調査」を行う際、事前に組合側に通告することを当時の若林大臣や白須次官に報告していた者は誰

か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

二 一の報告をすることを発案した者は誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

三 一の報告はどのような経緯で行われていたのか。当時の若林大臣や白須次官からの要求によつてか。

四 一の報告は過去何度に渡り、いつ、どこで行われたか、それぞれの日にち、場所を全て明らかにされた
い。

五 一の報告を記録した文書は農水省において保管されているか。

六 一の報告を受け、当時の若林大臣や白須次官は何らかの指示を下したか。

七 農水省によるヤミ専従問題の推移を見ても、同省においてこれまで「調査」が適切に行われて来たとは到底言えないと考えるが、農水省の見解如何。

八 そもそも農水省において、一の報告が行われていたのはなぜか。右は、二の者が、同省の最高幹部を巻き込み、ヤミ専従問題の事実関係を隠蔽しようという意図を持っていたということか。

九 農水省において、一の報告が行われていたことは適切であったか。石破茂農林水産大臣の見解如何。

十 農水省におけるヤミ専従問題につき、本年三月十五日、石破大臣は大臣直属の監察機関を同省内に設置

する考えを示したと承知するが、ヤミ専従問題に係る当時の最高幹部の関与についての事実関係を明らかにし、国民に説明を行うべく、右の監察機関を通じ、当時の若林大臣や白須次官に対して一の報告等について話を聞く考えはあるか。石破大臣の見解如何。

右質問する。